

## 千葉市文化振興マスタープラン推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市文化振興マスタープランの基本理念に基づき、本市における文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉市文化振興マスタープラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議・調整を行う。

(1) 千葉市文化振興マスタープランの推進に関すること。

(2) その他文化振興施策の推進のための必要な事項。

### (組織等)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 座長は、生活文化スポーツ部長をもって充てる。

3 副座長は、生涯学習部長をもって充てる。

4 座長は、推進会議を主宰する。

5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (検討部会)

第5条 文化振興施策推進のための具体的な方策等について検討するため、必要に応じ推進会議に検討部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民局生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成13年7月13日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

【千葉市文化振興マスタープラン推進会議委員】

市民局生活文化スポーツ部長

教育委員会生涯学習部長

総務局総務部総務課長

総合政策局総合政策部政策企画課長

財政局財政部財政課長

市民局市民自治推進部市民総務課長

保健福祉局保健福祉総務課長

環境局環境管理部環境総務課長

経済農政局経済部経済企画課長

都市局都市総務課長

建設局建設総務課長

消防局総務部総務課長

教育委員会教育総務部総務課長